

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会について

1 設置目的

広域連合の運営に関する重要事項を調査，審議し，意見を述べるために設置された広域連合長の諮問機関である（広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会設置条例）。

2 組織

「学識経験のある者」「医療機関等関係者」「医療保険の保険者及び被保険者の意見を代表する者」のうちから広域連合長が委嘱した15人（任期2年）で構成されている。

3 今回の主な開催目的

広島県後期高齢者医療広域連合における平成26年度及び平成27年度の保険料率の設定について，意見を聴くため。